具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

発行：山口県教育委員会
令和２年７月３０日

１　事案名

○　ツイッター等のソーシャルメディアにおける不適切な書き込み

２　県民・保護者等から批判を受けた投稿の例

○　研修会の様子を写真に撮り、「これから研修！」と書き込み
○　職員会議での他の教員の発言を書き込み、それを批判するような投稿
○　児童生徒の個人の特定に結びつく情報の書き込み（生徒を応援する意図での投稿）
○　児童生徒の活動の様子を個人のＳＮＳに掲載
○　職員室からの投稿（掲載した写真から学校が特定された）

※　上記事案のなかには、勤務時間中に書き込んだケースあり

３　影響

○　教員自身の氏名、学校名等が広く知れ渡ること、また、書き込んだ内容が教育公務員として不適切であると、信用失墜行為に当たる可能性がある。
○　投稿の内容によっては、守秘義務違反に当たる可能性がある。
○　勤務時間中（出張の行き帰りを含む）の書き込みは、職務専念義務違反に抵触する可能性がある。

信頼が失われることから、教育活動に大きな支障をきたす

４　考えてみよう

○　ＳＮＳ上では、（　　）の人が閲覧できる。
○　本人が削除しても第三者により保存された場合は、半永久的に（　　）。

５　適切にソーシャルメディアを利用するために

□　児童生徒と私的なやりとりをしない。
□　職務に関する内容を個人的に投稿しない。
□　誹謗中傷と受け取られるような内容は投稿しない。
□　児童生徒の個人情報に関する内容は投稿しない。
□　勤務時間中に私的な利用はしない。